

令和6年度埼玉県産業振興公社海外向け商品改良支援事業補助金 Q&A

1 補助対象者について

Q1-1:個人事業主ですが応募できますか。

A1-1:対象となります。なお、1年以上の事業歴が必要です。

Q1-2:NPO法人ですが応募できますか。

A1-2:本事業ではNPO法人は対象となりません。

Q1-3:法人格を持たない複数の企業のグループですが応募できますか。また、すべての企業が海外展開を目指す必要がありますか。

A1-3:代表1社(者)が事業経費の執行管理を全て管理する場合は応募できます。また、すべての企業が海外展開を目指す必要があります。

Q1-4:これから創業する予定ですが、応募できますか。

A1-4:少なくとも1回以上の確定申告を行っていることが応募の条件となります。

2 補助対象事業について

Q2-1:国内販売用の商品改良費は対象になるのですか。

A2-1:国内販売用の商品改良は対象外です。海外展開に向けた商品改良が対象となります。

Q2-2:交付決定日前に商品改良に着手している場合は対象になりますか。

A2-2:交付決定日前に発注・契約・支払が行われた場合は対象外になります。

Q2-3:海外販売向けに全くの新商品を開発したいのですが、対象になりますか。

A2-3:対象になりません。すでに生産・販売している商品の海外ニーズに基づいた改良を対象とします。

Q2-4:改良する商品数に上限はありますか。

A2-4:商品数の上限はありません。

Q2-5:補助対象期間で完結する事業計画は対象になりますか。

A2-5:補助対象期間(交付決定日～令和7年2月28日)のみ実施する事業計画は対象になりません。将来にわたる継続的な海外販路開拓の取組が対象となりますので、少なくとも3年程度の事業計画を策定してください。

3 補助対象経費について

Q3-1:補助金額(上限 100 万円)は消費税込みの金額ですか。

A3-1:消費税抜きの金額です。消費税は補助対象ではありません。

Q3-2:補助対象期間外に支払った経費は補助対象になりますか。

A3-2:補助対象になりません。

Q3-3:商品改良のための設備投資や機械の購入費用は補助対象になりますか。

A3-3:補助対象になりません。

Q3-4:同一期間内に本補助金と国や県の他の補助金を重複して利用することはできますか。

A3-4:同一の内容・費目に対する本制度以外の補助事業との重複利用は認められません。

4 審査・採択について

Q4-1:事業計画の中で、どのような点が審査されますか。

A4-1:①商品改良の妥当性(課題は明確か、課題は妥当か、差別化は図れるかなど)

②事業計画の妥当性(スケジュールの明確か、目標は妥当か、など)

③本補助事業で見込まれる効果

(発展・継続の可能性はあるか、交付額に対する費用対効果は十分かなど)

④推進体制の妥当性(担当人員、組織体制、財務状況など)

⑤その他特記事項(初めての海外展開の取組、先例のない画期的な取組など)

を総合的に審査します。

Q4-2:事業計画の策定で注意すべき点はありますか。

A4-2:事業計画の策定に当たっては、各国の禁制品、輸送できない物に抵触しないよう、また、販売想定国で知的財産権を侵害しないよう、ご注意ください。

【参考】

●禁制品の確認

ジェトロ HP で各国の貿易管理制度が確認できます。

<https://www.jetro.go.jp/world/trade.html>

●郵送できない物の確認

日本郵便 HP で輸送禁止物品が確認できます。

・郵送禁止物品

<https://www.post.japanpost.jp/int/use/restriction/airmail/index.html>

・国・地域別情報(国際郵便条件表)

<https://www.post.japanpost.jp/cgi-kokusai/>

●知的財産権の確認

輸出国先の知的財産権の確認にあたっては、公社が運営する INPIT 埼玉県知財総合支援窓口の無料カウンセリングをご利用ください。

・INPIT 埼玉県知財総合支援窓口

<https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/saitama/>



●その他海外展開に関するご相談について

埼玉県産業振興公社では、海外展開に関するアドバイス等を実施しています。お気軽にご相談ください。

・埼玉県海外展開サポートデスク

(TEL:048-647-4086 / E-Mail:sbsc@saitama-j.or.jp)

Q4-3: 交付申請書に添付する「補助事業に要する経費の積算根拠資料」はこういったものですか。

A4-3: 見積書、料金表、カタログパンフレットなど、補助対象経費の金額を算出するために使用した資料を添付してください。

Q4-4: 面接やプレゼンテーションを通じた審査はありますか。

A4-4: 書面による審査のみとなります(取り組む内容を漏れなく事業計画書に記載してください)。

※必要に応じて問い合わせる場合があります。

5 補助金の交付について

Q5-1: 交付決定した金額以上に経費が発生したのですが、交付決定額を超える補助金はもらえますか。

A5-1: 交付決定した金額が補助金の上限となります。

仮に交付決定額75万円だった場合、実際の補助対象経費の2分の1が100万円となったとしても補助金は75万円となります。

Q5-2: 補助金はいつもらえますか。

A5-2: 補助金は精算払いとなります。その間の資金は補助事業者自身で確保してください。

補助事業完了後、実績報告書を公社へ提出していただき、内容審査及び確定検査を実施し補助金額を確定します。その後、補助金請求書を公社へ提出いただいた後、約2週間後に指定された金融機関口座に振込む予定です。

Q5-3: 補助金交付要綱に、補助事業終了後5年間は補助事業の実施結果に関する調査に応じる必要があるとの記載がありますが、どのようにすればいいのですか。

A5-3: 必要に応じて、公社が別途指示する方法により対応していただきます。

Q5-4: 補助対象期間は令和7年2月28日までなのに5年間の調査に応じる必要があるのはなぜですか。

A5-4: 国・県税を原資とする補助金の効果を適切に把握するためです。

記載の内容以外、ご不明な点等については下記までお問い合わせください。

公益財団法人埼玉県産業振興公社 取引支援グループ 小林、佐々木 電話: 048-647-4086 E-mail: sbssc@saitama-j.or.jp
